

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月10日

都道府県知事
(市長)

殿

提出者

住 所 兵庫県西宮市西宮浜一丁目一番二号

氏 名 株式会社 大阪合成有機化学研究所

代表取締役 笹本 耕一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0798(22)5840

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大阪合成有機化学研究所 赤穂清水工場
事業場の所在地	兵庫県赤穂市木津字稻荷山1325-71
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	1639 その他の有機化学工業薬品製造業
事業の規模	製造品出荷金額 233,140万円(平成25年度実績)
従業員数	64名(平成26年5月時点)
特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり (別紙1)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり(別紙2)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度(平成 25年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出量	258 t	89 t
	(これまでに実施した取組) 回収品(回収溶剤等の廃油)を同品目同工程でのリサイクル 回収品(回収溶剤等の廃油)をリサイクル業者に売却		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出量	300 t	300 t
	(今後実施する予定の取組) 回収品(回収溶剤等の廃油)を同品目同工程でのリサイクル の継続・強化 回収品(回収溶剤等の廃油)をリサイクル業者に売却 の継続・強化		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油、廃酸を分別。廃油は地下タンク及びドラムにて保管、廃酸は耐酸性タンクに保管。		
計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状のままで問題なし		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当設備が無い為、実施項目なし		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当設備が無い為、実施項目なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当設備が無い為、実施項目なし		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当設備が無い為、実施項目なし		

(第4面)

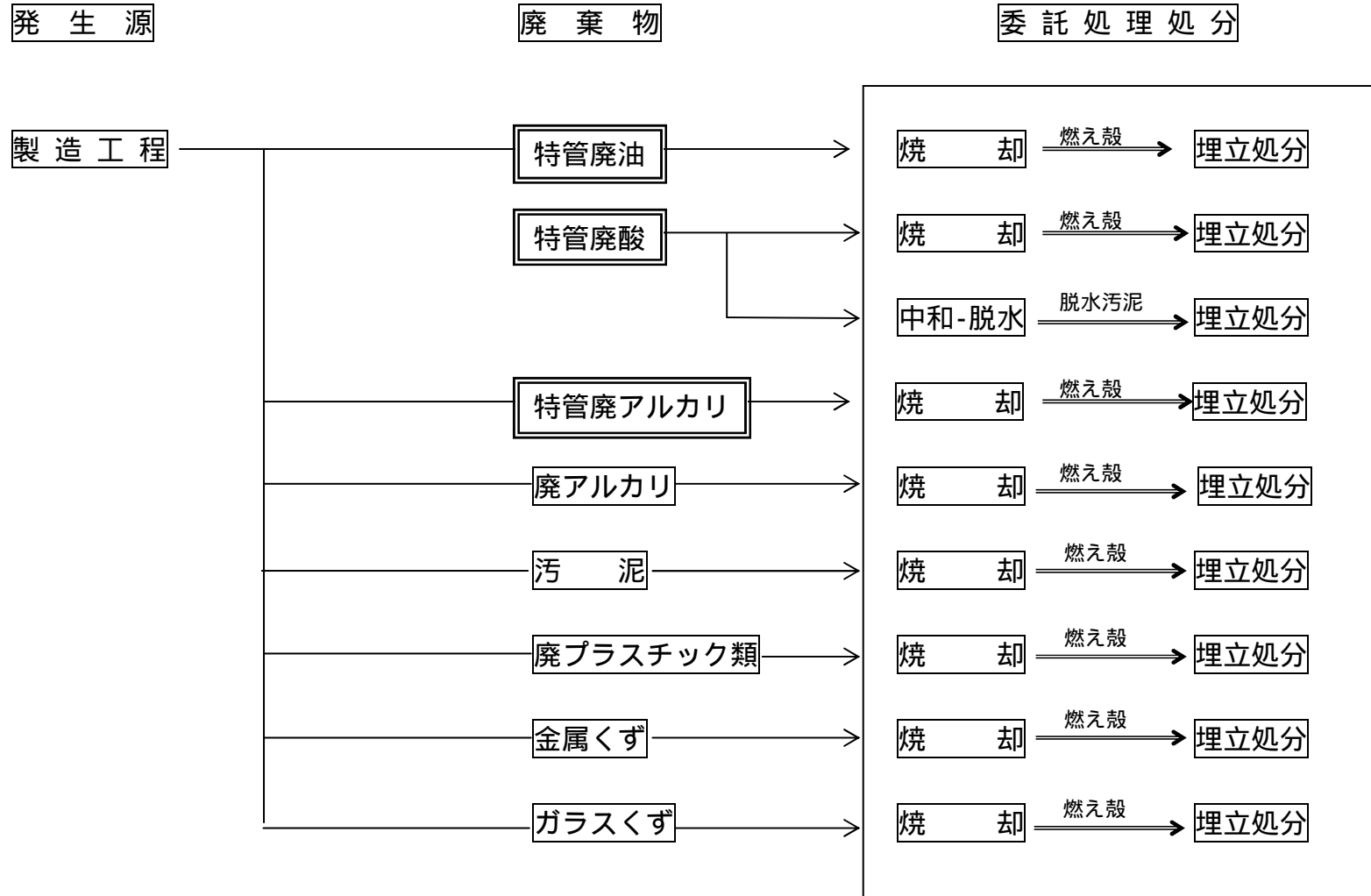
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当設備が無い為、実施項目なし		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当設備が無い為、実施項目なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全処理委託量	258 t	89 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 当該事業場内に発生した総ての特別管理産業廃棄物は処理業者へ直接委託処分とする。種類・分別、委託量処理状況は、マニフェストを把握し管理を徹底する。又、処理業者からの情報収集や処分地への視察を実施し、適正処理の是非を確認する。		

計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全処理委託量	300 t	300 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
これまでの活動の継続していく。			
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 8 欄は記入しないこと。

別紙 1 廃棄物処理フロー図



特別産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙2 責任者及び管理組織図

特別管理産業廃棄物管理責任者	製造課長	
廃棄物担当	製造主査	
役割	工場安全衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 委員長：工場長、委員：関連者（特別管理産業廃棄物管理責任者含む）
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ マニフェストの交付管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員に対する教育 ・ その他の関係する事項

廃棄物管理組織

